協議事項イ－１

北海道医療給付事業（重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等）の
月額上限額改定に伴う本市の取扱いについて

１　改正理由

北海道医療給付事業（３医療）における月額上限額の設定は，高齢者の医療の確保に関する法律施行令に準拠しているが，この８月から当該政令が改正され，高額療養費算定基準が引き上げられる予定であることから，当該政令の改正併せて月額上限額を引き上げるもの。

２　改正時期

平成２９年８月１日

３　改正内容

区　分	現行（平成 29 年 7 月まで）	改正後（平成 29 年 8 月から）
課税世帯の医療費 自己負担月額上限	○入院 月額　44,400 円 ○外来 月額　12,000 円	○入院 月額　57,600 円 （多数該当の場合 44,400 円） ○外来 月額　14,000 円 （年間上限 14 万 4 千円まで）
課税世帯の訪問看護利用料負担の月額上限	月額　12,000 円	月額　14,000 円

＊（参考）

非課税世帯においては自己負担なしとしているため，制度改正の影響は受けない